

災害時消防支援ボランティア保険に関するQ & A

2026年 7月

一般財団法人 全国消防協会

引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

Q&A

Q1. 傷害事故で保険金支払いの対象となるケガはどんなケガですか？

A. 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害であれば保険金をお支払いできる可能性があります。なお、通院保険金のお支払いにあたっては、治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けることが必要です。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

Q2. 傷害事故で入院・通院保険金の対象になる日数は、実際に入院・通院した日数をいうのですか？

A. 原則として医師の指示にもとづき、医師の治療を受けるために実際に入院・通院した日数をいいます。ただし、通院については医師の指示により所定の部位にギプス等を常時装着したときは、その日数について通院日数とみなすことができる場合があります。

Q3. 賠償事故で支払われる保険金はどんなものですか？

- A. 1. 法律上、被害者に対して支払う損害賠償金
具体的には、修理費、治療費、休業補償費、慰謝料、逸失利益などです。
2. 弁護士報酬等の争訟費用
3. 被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
4. 応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
5. 保険会社の求めに応じて保険会社への協力のために支出された所定の費用
（「お支払する保険金の種類およびお支払方法」をご参照ください。）